

Ⅳ 参考資料

Ⅳ－１ 発生段階ごとの対策の概要

発生段階 対策 の概要	未発生期	海外発生期	国内・府内発生早期	国内感染期	小康期
	・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外で発生しているインフルエンザウイルスの人から人への持続的な感染がみられていない状況。	・ 海外で新型インフルエンザが発生しているが、国内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。	・ 国内のいずれかの地域で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。	・ 国内のいずれかの地域で、新型インフルエンザ等の患者が発生し、患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態。 ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。	・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行がいったん終息している状態。
市の対策の目的	◆発生に備えて体制の整備や事前準備を行う。	◆国内発生に備えての体制整備を行う。 ◆積極的に情報を収集し、的確に市民への情報提供を行う。	◆感染拡大に備えた体制整備を行う。 ◆感染拡大をできる限り抑える。 府の指示により、住民接種を行う。	◆対策の主眼を感染拡大から、健康被害の軽減に切り換える。 ◆市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。	◆市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
① 実施体制	・ 行動計画の見直し ・ 体制整備及び府等との連携を強化する。	・ 国内発生に備えて、体制整備を行う。 ・ 向日市危機管理指針により、必要な対策を検討する。	・ 国のいずれかの地域に緊急事態宣言がされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。	・ 緊急事態宣言がされている場合は市対策本部により、必要な対策を行う。 ・ 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合は府と連携し、他の地方公共団体による代行、応援等の措置を行う。	・ 緊急事態解除宣言がされた場合は、対策本部を廃止し、向日市危機管理指針により、必要な対策を協議・実施する。 ・ 状況により、対策を縮小・中止する。
② 情報収集	・ 情報入手と情報共有体制の整備を行う。 ・ 季節性インフルエンザの流行状況を把握する。	・ 情報入手と情報共有体制の整備を行う。 ・ 季節性インフルエンザの流行状況を把握し、府の調査に協力する。	・ 学校・保育所等での集団発生の把握を強化し、連絡会議の開催、府への報告等を行う。	・ 学校・保育所等での集団発生及び市内発生を把握し、府と連携しながら、必要な対策を実施する。	・ 再流行を早期に探知するため、国内感染期の対策を継続する。
③ 情報提供 ・共有	・ 新型インフルエンザに関する基本及び対策等の情報提供を行う。 ・ 情報提供や相談窓口の体制を整備する。	・ 新型インフルエンザに関する基本及び対策等の情報提供を行う。 ・ 府の要請に基づき、相談窓口を設置する。	・ 新型インフルエンザの発生状況や具体的な対策、個人及び集団的な感染対策、患者に対する受診方法など適切な情報提供を行う。 ・ 相談窓口を充実・強化する。	・ 国内・府内発生早期の対策を継続、強化する。	・ 第一波の終息と第二波発生の可能性と備えについて情報提供を行う。 ・ 情報提供のあり方の評価・検討を行う。 ・ 府からの要請により、相談窓口を縮小する。
④ 予防・まん延防止	・ 市民に基本的感染対策についての普及啓発と感染拡大の防止対策について理解促進を図る。 ・ 予防接種に関する情報提供と準備を行う。	・ 市民に基本的感染対策の実践を促す。 ・ 特定接種を行う。 ・ 住民接種（市民への予防接種）の準備と情報提供を行う。	・ 市民に基本的感染対策の実践を促す。 ・ 府の要請に基づき、本市が設置する施設や学校、保育所等への感染対策強化や使用制限、臨時休業を行う。 ・ 府に指示により、住民接種を行う。	・ 国内・府内発生早期の対策を継続、強化する。	・ 第二波に備えて、住民接種を継続する。
⑤ 市民生活 及び 市民経済の安定	・ 要援護者への生活支援体制の整備を進める。 ・ 府と連携し、火葬能力等を把握する。 ・ 対策に必要な物資、資材等の備蓄を行う。	・ 要援護者への生活支援について、手続きを確認し、協力者等に連絡する。 ・ 遺体の火葬や安置についての準備を進める。	・ 要援護者や新型インフルエンザ等の在宅療養者に対する生活支援を行う。 ・ 臨時遺体安置所の確保等、遺体の火葬や安置についての体制を確保する。 ・ 水を安定的かつ適切に供給する。 ・ 生活関連物資等の価格安定の対策を行う。	・ 国内・府内発生早期の対策を継続、強化する ・ 特定市町村（特措法第 38 条）になった場合は、遺体を埋葬する等の府の事務の一部を行う。	・ 必要に応じて、要援護者への生活支援を継続する。